

# リリーフローン

平成28年10月1日現在

商 品 名	リリーフローン
ご利用いただける方	(1)ビックライフカードローン制度(ビックライフ200又はビックライフ200Ⅱ)ご利用の方で、契約期間満了時に残債務の一括返済が不可能な方。 (2)三菱UFJニコス(株)が本制度への切替を承認し保証が得られた方。
お 使 い み ち	ビックライフカードローンの残債務切替資金。
ご 融 資 金 額	ビックライフカードローンの元本(遅延損害金を除く)残高以内。(1万円単位)。
ご 利 用 期 間	(1)融資金額が150万円未満の場合は5年以内。 (2)融資金額が150万円以上200万円以下の場合は7年以内。 ※いずれも最低6ヶ月以上(1ヶ月単位)
ご 融 資 方 法	証書貸付 原則、ご契約者が指定した返済用口座へ振込みと同時にビックライフカードローンの残債務代金の一括返済を行います。
ご 融 資 利 率	年11.0%(保証料含む)
ご 返 済 方 法	契約時に指定した返済用口座より毎月10日に元利金均等定額返済となります。
保 証 人 ・ 担 保	三菱UFJニコス(株)が保証しますので保証人・担保は不要です。 ただし、保証会社<三菱UFJニコス(株)>が必要と認める場合があります。
徴 求 書 類	(1)借入申込書(金銭消費貸借契約書、保証委託契約書とセット) (2)本人確認書類 (3)その他、保証会社の必要とするもの
手 数 料 ・ 保 証 料	(1)当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。 (2)保証料はご融資金利に含まれます。
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時~17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。

そ の 他	(1)お申し込みには事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。  (2)現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫の本支店までお問合せください。
-------------	--